

令和 4 年度

事業報告及びその附属明細書

自 令和 5 年 1 月 30 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

公益財団法人 ヤオコー子ども支援財団

【事業報告】

1. 事業目的の公益性

本事業は、食文化の向上を図るために米の寄付を実施するものであって、子ども食堂、フードパントリーを通じて、児童又は青少年の健全な育成を目的とするものであると考えます。

本事業は、埼玉県内の子ども食堂、フードパントリーへの米の寄付を通じて、地域の食文化の発展と向上に寄与するものであって、地域社会の健全な発展を目的とする事業であると考えます。

2. 公益移行

令和 4 年 9 月 22 日付の申請に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の規程に基づき、令和 5 年 1 月 23 日、埼玉県知事による公益財団法人移行認定。令和 5 年 1 月 30 日、「公益財団法人 ヤオコー子ども支援財団」を設立。

3. 公益目的事業

子ども食堂、フードパントリーへの米の寄付

4. 収益事業

該当なし

5. 子ども食堂、フードパントリーへの米の寄付実績

お米の支援		配布エリア	個数	kg数	子ども食堂	フードパントリー	配布団体の合計
1	2022年4月	越谷市	119	582	18	9	27
2	2022年5月	三芳町	150	731	20	9	29
3	2022年6月	加須市	116	534	18	11	29
4	2022年7月	狭山市	111	539	13	0	13
5	2022年8月	熊谷市	136	665	12	5	17
6	2022年9月	鶴ヶ島市	115	570	11	13	24
7	2022年10月	越谷市	151	802	17	12	29
8	2022年11月	川口市	119	650	13	6	19
9	2022年12月	浦和市	150	610	11	12	23
10	2023年1月	北本市	72	325	10	8	18
11	2023年2月	三芳町	119	579	16	9	25
12	2023年3月	加須市	210	1,015	15	10	25
	合計		1,568	7,600	174	104	278

【事業報告の附属明細書】

令和4年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、記載を省略する。

令和5年5月11日
公益財団法人 ヤオコー子ども支援財団